

## 日本の「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」における家計貯蓄率の乖離

—1994年から2015年における日本の家計貯蓄率低下要因—<sup>\*1</sup>

宇南山 卓<sup>\*2</sup>

米田 泰隆<sup>\*3</sup>

### 要 約

1980年頃は近い水準にあった「国民経済計算（以下、SNA）」（内閣府）と家計調査（総務省）の家計貯蓄率は、その後大きく乖離するようになった。2015年にはその乖離幅は25.9%となっている。本稿では、この2つの統計における家計貯蓄率の乖離の発生要因を考察する。分析期間の1994～2015年の平均乖離幅は21.3%であるが、このうち①対象となる家計の範囲の違い、②所得・消費の概念の違い、③家計調査の非標準誤差、によって平均93.2%が説明された。これらの要因は先行研究でも検討されたものであるが、新たに導入された2008SNAベースでも乖離の大部分はこれらの要因によって説明できることが確認できた。

キーワード：家計貯蓄率、家計調査、国民経済計算（SNA）

JEL Classification：D14, E21, P51

## I. はじめに

貯蓄は、成長の源泉であり、低成長が続く日本において最も関心の高い指標の一つである。一国全体での主要な貯蓄主体は家計であり、長期的な貯蓄率の動向を把握するには家計貯蓄率を観察することが不可欠である。その家計貯蓄率は、日本経済全体の状況を示す内閣府経済社

会総合研究所が作成・公表するマクロ統計である国民経済計算（以下、SNA）で把握されている。これは経済全体の生産・支出の構造から家計部門の貯蓄を把握するものである。一方で、家計貯蓄率は家計に対する代表的な調査統計である家計調査によっても観察可能である<sup>1)</sup>。総

\* 1 文中で意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らの所属する機関の見解ではない。本稿の作成にあたっては、財務省財務総合政策研究所フィナンシャル・レビュー論文検討会議の参加者より非常に有益なコメントをいただいた。ここに記して心より感謝申し上げる。ただし、残る誤りはすべて筆者らの責任に帰される。

\* 2 一橋大学経済研究所准教授、財務省財務総合政策研究所特別研究官

\* 3 一橋大学大学院経済学研究科博士課程、財務省財務総合政策研究所客員研究員

1) 一般に、「勤労者世帯黒字率」が家計貯蓄率に相当するとされる。

務省統計局が調査・公表するもので、個別家計の所得・支出から世帯ベースの貯蓄率に相当する黒字率が計算される。個別世帯を直接調査していることから、ここでは家計調査を「ミクロ統計」とよぶ。

同じ家計貯蓄率の統計であるが、両者の動向は必ずしも一致していない。SNAにおける貯蓄率は、1980年に17.7%であったが、それ以降は下落しており、2014年にはマイナスを記録している。一方で、家計調査の黒字率の水準は、1980年で22.1%とわずかにSNAの水準を上回る程度であったが、それ以降むしろ緩やかに上昇して近年は25%前後で推移している。すなわち、SNAと家計調査の家計貯蓄率には無視できない乖離が生じており、しかもその幅は拡大してきたのである。

SNAに基づけば貯蓄率の低下がマクロ経済に与える影響を分析するのは重要な課題となる。しかし、SNAのようなマクロ統計では個別の家計の貯蓄率は観察できないため、個々の家計ベースでの貯蓄の意思決定の分析については世帯調査で把握することが不可欠である。実際、たとえば米国では、Bosworth and Sabelhaus (1991)が、マクロ貯蓄率の下落の要因をミクロ統計に基づき分析している。SNAと家計調査の貯蓄率が乖離した状況にある日本ではこうした分析が不可能なのである。

そこで、本稿では、マクロ統計の内訳をミクロ統計の積み上げとして考察することができるように、ミクロ統計とマクロ統計における家計貯蓄率の乖離要因を明らかにする。この乖離は、多くの先行研究でも分析されてきたが、本研究ではこれまでの議論を応用し、国連の定めるSNAの最新の作成基準である2008SNAに基づく計数でも成立することを確認する。

先行研究の中でも、最初に包括的な分析をし

たものが岩本他（1995）である。そこでは、1970～1993年分の家計調査およびSNAの家計貯蓄率に基づき、両統計の乖離の2/3程度は「①データ（母集団）の相違」および「②概念の相違」で説明でき、残る1/3は「③統計の誤差」であると指摘されていた。その分析を踏まえた宇南山（2009）でも、1986～2007年の1993SNAに基づく2000年基準のSNAを用いて、「①データ（母集団）の相違」および「②概念の相違」の調整により乖離の70%程度が説明できることを確認している。加えて、残りの「③統計の誤差」で説明できるとされる部分について、2002年より導入された「家計消費状況調査」（総務省）や家計調査の「貯蓄・負債編」などの新たな統計を活用することで両統計の乖離を補正することができることまで示した。さらに、米田（2017）は、1993SNAに基づく2005年基準のSNAまで比較対象を更新している。SNAの基準変更により導入された間接的に計測される金融仲介サービス（以下、FISIM<sup>2)</sup>）の家計貯蓄率に与える影響を考慮し、さらにミクロ・マクロ両統計の性質についての新たな研究成果を反映し、精緻化した検討をしている<sup>3)</sup>。

こうした先行研究に対し、本稿では、2011年基準のSNAから導入された新しい基準である2008SNAに基づく計数を分析対象とする。本稿における調整の結果、分析期間の1994～2015年で平均21.3%（2015年で25.9%）の家計調査と2008SNAに基づく2011年基準における家計貯蓄率の乖離について、平均93.2%（2015年で96.9%）の乖離が説明可能となった<sup>4)</sup>。これは、現在の日本のミクロとマクロの家計貯蓄率の乖離は概ね説明可能であることを示したものである。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、家計調査とSNAの特徴を説明したうえで、

2) FISIMとは、Financial Intermediation Services Indirectly Measuredの頭文字を取った略称である。2011年度より導入された1993SNA2005年基準より正式に採用されている概念である。

3) 家計調査の性質については、宇南山（2015）、多田・三好（2015）、大野他（2015）を参照。また「SNA分布統計」作成のために財産所得の調整を行った河越・前田（2013）およびミクロとマクロにおける家計金融資産・負債を分析した前田（2015）における研究も考慮されている。

1980年以降の日本における家計貯蓄率の推移を確認する。第3節では、先行研究に基づいて家計貯蓄率の母集団・誤差および概念相違の調

整を実施する。続く第4節では、全ての調整を行った後の最終的な結果を紹介する。第5節は、本稿のまとめである。

## II. 家計調査とSNAの特徴と日本の家計貯蓄率

### II-1. SNAの家計貯蓄率

SNAとは、国連の定める基準に基づき経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録する国民経済の統計の体系（System of National Accounts）である。統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準および作成方法が策定されており、各種基礎統計を利用して推計・作成されている<sup>5)</sup>。

SNAは、一国経済を多面的に分析するために不可欠な情報源であり、学術研究上はもちろん様々な行政施策の検討でも広く利用されており、日本を代表するマクロ統計である。SNAでは、一国全体における経済活動を生産面・支出面・分配面の3つの側面から把握している。一般に最終消費支出や総資本形成などで構成される支出面が最も注目されるが、ここで考察する家計貯蓄率は主として分配面から把握される項目である。原理的には「三面等価の原理」から、3つの側面は全て一致するはずであり、統計上の不突合を含むとはいえ家計貯蓄率も国内総生産（GDP）や民間最終消費支出等の重要な指標と整合的になるように計測されている。

本稿で注目する家計貯蓄率は、「制度部門別所得支出勘定」における「家計（個人企業を含む）」の「（4）所得の使用勘定」に掲げられている「貯蓄率」である。家計部門の所得を雇

用者報酬や財産所得などの源泉別に把握しており、さらにSNAの基準に従い帰属家賃など実際には取引されていない部分までも含んでおり、雇主負担分の社会保険料負担も家計に帰属させるなど、実質的な家計の経済活動を包括的に把握した指標となっている。

所得の使用勘定には「調整貯蓄率」という指標も示されるが、これは医療保険給付・介護保険給付などの「現物社会移転受取」を調整したものであり、調整をしない「貯蓄率」よりゼロに近い水準となる。経済学上はどちらの定義も妥当であるが、医療等の現物給付は家計簿に反映されないと考えられるため、家計調査との比較がより容易な「貯蓄率」をベースとした。

SNAの家計貯蓄率について、1980年から2015年までの推移を、図1に表している。特に、国連での作成基準の変更（68SNA・93SNA・08SNA）および基準年の違いに応じて3つの系列を示している。この図から、1980年ごろには20%をわずかに下回る水準であった家計貯蓄率が、過去30年間の下落によってマイナスになるほどの水準まで低下してきていることが分かる。

この図より、作成基準や基準年の違いは貯蓄率にも無視できない影響を与えていることも分かる。本稿では、岩本他（1995）を踏まえ家計

4) 乖離の説明割合については、分母に調整前家計貯蓄率の乖離率を、分子に調整後家計貯蓄率の乖離率を取って計算したものを「残された乖離率」とし、1から残された乖離率を差し引くことで説明割合を求めている。なお乖離割合の平均に際しては、分母に調整前家計貯蓄率の乖離率平均を、分子に調整後家計貯蓄率の乖離率絶対値の平均を取って計算している。

5) 本節で紹介する「SNA」の概要については、以下URLの内閣府WEBサイトで公開されている情報を適宜引用し、作成している。<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/contents/sna.html>>

調査と1993SNA2000年基準の家計貯蓄率の乖離を分析した宇南山（2009）、1993SNA2005年基準の家計貯蓄率の乖離を分析した米田（2017）の調整方法を参考に、最新の基準である2008SNA2011年基準の家計貯蓄率を分析対象とする。

## II-2. 家計調査の黒字率

家計調査は、統計法に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査であり、「国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的」とした一次統計である<sup>6)</sup>。調査対象は、都道府県庁所在市および政令指定都市の全てを必ず含む全国168市町村から抽出された約9千世帯である<sup>7)</sup>。収入・支出を正確に測ることの難しい一定の世帯は、調査対象から除外されている<sup>8)</sup>。各調査世帯は、連続する6か月（単身世帯は3か月）調査される。

この家計調査は、学術研究上はもちろん、様々な行政施策等でも広く利用されており家計行動に関する日本を代表するミクロ統計である<sup>9)</sup>。調査は、基本的に「家計簿」によって行われ、勤労者世帯および勤労者以外の世帯のうち無職世帯については日々の家計上の収入および支出を、無職世帯を除く勤労者以外の世帯（以下、個人営業者その他世帯<sup>10)</sup>）については支出のみが調査される。加えて、すべての調査世帯につ

いて、世帯および世帯員の属性・住居の状態が「世帯票」により、記入開始月を含む過去1年間の収入が「年間収入調査票」によって調査される。2002年には、二人以上の世帯を対象とした「貯蓄等調査票」が追加されており、貯蓄・負債の保有状況および住宅などの土地建物の購入計画について調査されている。

本稿でSNAの家計貯蓄率と比較するのは、勤労者世帯および無職世帯について計算される「黒字率」である。家計調査の家計簿では、所得は額面の総額が記録され、税・社会保険料は「非消費支出」として別途記録される。加えて、詳細な支出内容を含む消費支出が記録されており、総所得（実収入と呼ばれる）から非消費支出を差し引いた「可処分所得」から消費を引いたものが「黒字」である。黒字を可処分所得で割ったものが黒字率であり、概念的には貯蓄率とみなすことができる。

家計調査（を含めた多くの官庁統計）においては「貯蓄」という用語が、預金もしくは金融資産を指す概念として用いられる。実際、家計調査の「貯蓄純増」という項目は「（預貯金＋保険料）－（預貯金引出＋保険金）」と定義されている。さらに貯蓄純増を可処分所得で割ったものを「平均貯蓄率」と呼んでいるが、経済学的な意味では適切ではない<sup>11)</sup>。本稿では「黒字率」を家計調査ベースの家計貯蓄率とする。

個人営業者その他世帯は家計簿に収入を記録

6) 「家計調査」の概要については、以下の総務省統計局WEB<<http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm>>を参照のこと。

7) 現在の調査設計での調査世帯数は、内訳は、二人以上世帯が8,076世帯、単身世帯が673世帯の合計8,749世帯である。

8) 学生の単身世帯、病院・療養所の入院者および矯正施設の入所者等の世帯、料理飲食店・旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯、賄い付きの同居人がいる世帯、住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯、世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯および外国人世帯の7種類の世帯が除外されている。

9) 行政施策への利用例としては、例えば「月例経済報告」や「景気動向指数」といった政府の景気判断、税・社会保障制度立案の基礎資料等が挙げられる。

10) 家計調査の分類における、商人および職人、個人営業者、農林漁業従事者、法人営業者および自由業者をさす。2015年での構成割合は、勤労者世帯50.21%、無職世帯32.71%、商人および職人10.1%、個人営業者0.97%、農林漁業従事者1.03%、法人営業者2.96%、自由業者1.99%である。

11) 岩本他（1995）でも「『家調』で「平均貯蓄率」と定義されているのは貯蓄純増（「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたもの）の可処分所得に対する比率であり、経済学で通常「貯蓄率」と呼ばれるものとは概念が異なる」との指摘がされている。

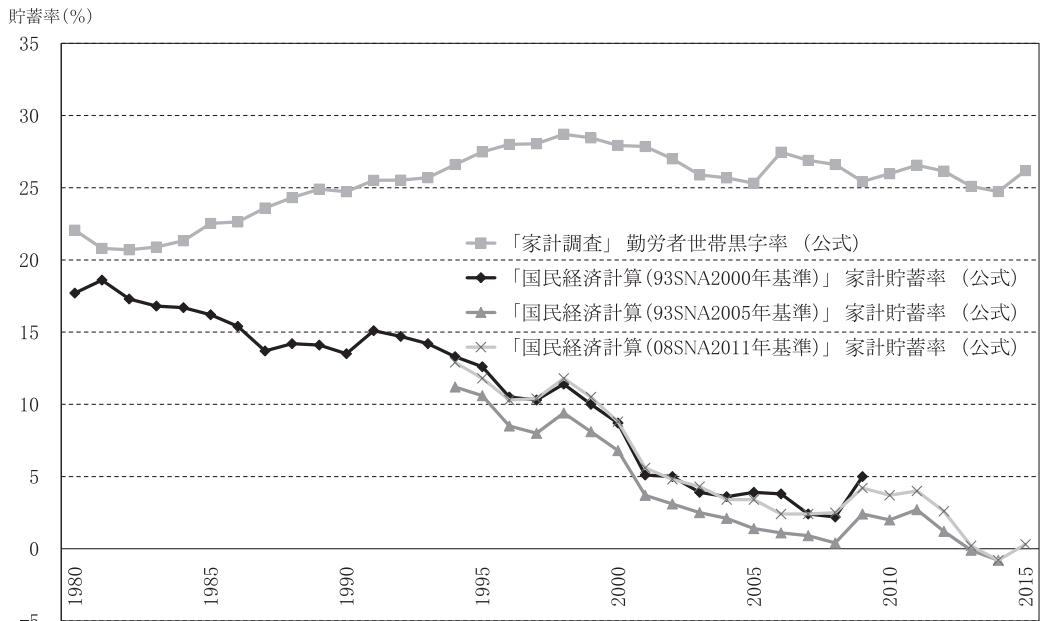


しないため、この黒字率は計算できない。しかし、個人営業者その他世帯を含む全世帯の貯蓄率を計算できる家計を対象とする他の調査は存在しないため、この家計調査の黒字率を貯蓄率のミクロ統計として利用する。

家計調査の黒字率については、無職世帯についても計算可能ではあるが、通常最も注目され

る勤労者世帯の貯蓄率に注目する。SNAと同様に、1980年から2015年までの推移を図1に示した。1980年ごろにはSNAとほぼ同じ水準にあったが、SNAが低下傾向を示すのに対し、おおむね横ばいとなっており2015年でも依然として25%を超える水準となっている。

図1 日本のミクロ（家計調査）とマクロ（SNA）における家計貯蓄率の推移



（出所）家計調査：総務省統計局「家計調査年報」、1974～1999年は二人以上世帯（農林漁家を除く）、2000～2014年は二人以上世帯（農林漁家を含む）の暦年値を使用。  
国民経済計算：内閣府「国民経済計算」の暦年値を使用。

### Ⅲ. 先行研究に基づく家計貯蓄率の調整<sup>12)</sup>

#### Ⅲ-1. 対象世帯の調整

図1で見た家計調査とSNAの公式家計貯蓄率では、計算の対象（母集団）が大きく異なる。具体的には、SNAは日本における全ての家計

をカバーしている一方、家計調査は二人以上の世帯のうち勤労者世帯のみを対象としている点である<sup>13)</sup>。そのため、家計調査において以下の3点が問題となる。まず第1に勤労者世帯以外

12) 本節における計算上の詳細な説明は、特別な記載がある場合を除き、宇南山（2009）および米田（2017）に譲る。

が対象から除かれていること、第2に単身世帯が対象から除かれていること、第3に一部の世帯がもともと調査対象とされていないという問題である。

これらの問題点について、先行研究では以下のとおり対処している。まず第1の点については、岩本他（1995）、宇南山（2009）および米田（2017）の全てにおいて家計調査で無職世帯を考慮に入れる調整を行っている。無職世帯とは、失業者も含まれるが、一般に高齢の引退世代が大部分であり、勤労者世帯とは年齢構成も貯蓄行動も大きく異なる。一方で所得は調査されており貯蓄率を算出することができる。その意味で、無職世帯をサンプルに含めることは重要なポイントとなるため本稿でも同様の調整を行う。

第2の点については、岩本他（1995）および宇南山（2009）では特段の対処はなされていない。宇南山（2009）では、その理由として「所得・支出の絶対額が二人以上の世帯に比べて小さいため、単身世帯の行動が家計部門全体に与える影響が限定的である」と指摘している。一方で、米田（2017）では「参考試算」として総世帯の家計貯蓄率も計算している。本稿では、宇南山（2009）の時点と比べデータの蓄積も進んでいることから、データの存在する2002年以降については単身世帯を含む総世帯をベースとした<sup>14)</sup>。

第3の点については、農林漁家や学生単身世

帯がサンプルから除かれていることが問題となる。宇南山（2009）においては「現在では農林漁家の割合は無視できる程度であり、貯蓄率に与える影響が小さいことは明らか」と指摘し、特段の対処はなされていない。単身の学生等の除外世帯については、岩本他（1995）および宇南山（2009）では特に言及がなく、米田（2017）では、非常に限定的であり貯蓄率に与える影響は小さいとして特段の処理はしていない。本稿では、先行研究が指摘するおとり影響は非常に限定的であり、合理的に計算することも難しいため、先行研究同様に特段の調整はしない。

### Ⅲ－2. 所得・消費の概念調整

家計調査とSNAの所得・消費の概念は、必ずしも一致しているとは限らない。概念の相違が家計貯蓄率乖離の重要な原因と考えられる場合、比較可能性を高めるうえで所定の調整を行う必要がある。そこで、宇南山（2009）および米田（2017）を参考に、以下の9項目について所得・消費の家計調査またはSNAのどちらかを調整することで概念統一を図る<sup>15)</sup>。以下、項目ごとに修正方法およびその影響を説明する。

#### Ⅲ－2－1. 持家に関する収入・支出<sup>16)</sup>

SNAにおいては、持家の場合も擬制的に家賃相当額を「帰属家賃」として「消費支出」に、持家の修繕・維持費を「非消費支出」に、持家

13) 厳密には、2000年までは「二人以上の世帯（農林漁家を除く）のうち勤労者世帯」、2001年以降は「二人以上の世帯（農林漁家を含む）のうち勤労者世帯」となっている。

14) 総世帯の家計貯蓄率を用いる理由は、以下の3点である。まず母集団を合わせるうえでは可能な限り「日本における全ての家計」に近づけることが合理的であること、次に総世帯の家計貯蓄率を用いた方が「SNA」の母集団に近づき比較可能性が高まること、最後にデータが利用可能なのであれば単身世帯の行動が家計部門全体に与える影響が限定的であったとしても利用すべきと考えること、である。

15) 宇南山（2009）および米田（2017）では、本節で示す8項目の他に、「SNA」における「払い戻しによる社会保障給付」の調整も行っている。「払い戻しによる社会保障給付」とは、例えば「高額医療給付制度」、「出産給付金」等が該当する。本来、「SNA」上は家計の可処分所得・消費支出から控除されているが、「家計調査」においては、支出の時点で消費支出に計上され、払い戻された時点で「他の社会保障給付」として計上されるため、調整が必要となる。しかし、2008SNA2011年基準より「払い戻しによる社会保障給付」の系列が公表されなくなったため、本調整を行うには一定の仮定を置いた推計が必要となる。実際の調整方法としては「SNA」の可処分所得・消費支出の両方に追加する調整を行うため、家計貯蓄率に与える影響は僅少であると考えられる。よって、本稿では特段の調整をしない。

に関する地代を「非消費支出」に、また帰属家賃からコストを差し引いた部分が「営業余剰」に計上される。一方、家計調査では、「帰属家賃」は計上されておらず、持家の修繕・維持費は「消費支出」になり、持家に関する地代は「可処分所得・消費支出」として扱われ、もちろん「営業余剰」は計上されない。

この4点について、先行研究と同様に、所得・消費の項目別に異なる調整をする。「帰属家賃」、「持家に関する地代」および「営業余剰」についてはSNAを家計調査に合わせる調整を、「持家の修繕・維持費」については家計調査をSNAに合わせる。その結果、まず「帰属家賃」の調整により、SNAの消費支出が平均45.0兆円（2015年49.9兆円）減少する。次に、持家にかかる設備修繕・維持の調整により、家計調査の消費支出が平均10,460円（2015年9,806円）減少する。次に、持家に関する地代の調整により、SNAの可処分所得・消費支出の両方が平均0.3兆円（2015年0.2兆円）増加する。最後に「営業余剰」の調整により、SNAの可処分所得が平均22.3兆円（2015年26.0兆円）減少する。

### Ⅲ－２－２．その他の投資所得

SNAにおける「その他の投資所得」は、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」および「投資信託投資者に帰属する投資所得」の合計である。SNAにおける「その他の投資所得」は、「財産所得」として把握されているが、実際は保険を取り扱う企業が留保しているものであり家計調査においては満期等で払い戻しを受けない限り計上されない。この点について、先行研究と同様に、SNAを家計調査に合わせる。その結果、SNAの可処分所得が平均13.3兆円（2015年11.4兆円）減少する。

### Ⅲ－２－３．その他の経常移転

SNAにおける「その他の経常移転」は、贈与金・仕送り金など家計部門内での移転や、宗教法団への寄付金など民間非営利団体への移転も含まれる。それは、家計調査においては支出項目であるため、先行研究同様、SNA上に加える調整を行う。その結果、SNAの可処分所得・消費支出の両方が平均17.5兆円（2015年14.7兆円）増加する。

### Ⅲ－２－４．資本税

SNAにおける「資本税」は、家計から一般政府への「資本移転」として把握されるため「可処分所得」から支出することになっているが、家計調査においては「非消費支出」になるため「可処分所得」には含まれない。この点について、先行研究と同様に、SNAを家計調査に合わせ、可処分所得から控除する。その結果、SNAの可処分所得が平均1.8兆円（2015年1.8兆円）減少する。

### Ⅲ－２－５．非生命純保険料

SNAにおける「非生命純保険料」は「経常移転」とされ家計調査での「非消費支出」に相当する項目として扱われている。家計調査においては「消費支出」として計上されており、先行研究と同様にSNAを家計調査に合わせる調整が必要である。その結果、SNAの可処分所得・消費支出が平均3.2兆円（2015年3.0兆円）増加する。

### Ⅲ－２－６．現物収支<sup>17)</sup>

SNAにおいては、「現物出資」が把握され収入および消費として計上されているが、家計調査においては通常受取・支払には含まれない。この点について、先行研究と同様に、家計調査をSNAに合わせる。その結果、家計調査の可

16) 帰属家賃とは、国民経済計算年報によれば、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。

17) 「現物収支」には、例えば「自家菜園の自己消費分」や「外部からのもらい物」等が該当する。

処分所得・消費支出が平均8,891円（2015年5,339円）増加する。

### Ⅲ－２－７．個人企業の営業余剰のうち在庫品評価調整額

SNAにおける「個人企業の営業余剰のうち在庫品評価調整額」は、在庫品の評価額が変更されることによって生ずる損益を調整する項目である。これはSNA特有の概念であり、家計調査においては考慮されていない。この点について、先行研究と同様に、SNAを家計調査に合わせる調整を行う。その結果、SNAの可処分所得が平均0.0兆円増加（2015年は0.1兆円減少）する。

### Ⅲ－２－８．利子（支払）

SNAにおいて「利子（支払）」は、「非消費支出」として把握されている。一方、家計調査においては、原則的には「非消費支出」とすることを明記しているものの、家計調査年報の「家計収支の概要」においては「土地家屋借入金返済額には、支払い利子が含まれている」と記載されており、非消費支出となるべき利子分と貯蓄となるべき元本返済分が明確に区分されていない。この点について、先行研究と同様に、家計調査における家計簿には支払い利子と元本返済分の合算が記載されていると考えたうえで、SNAを家計調査に合わせ「利子（支払）」を可処分所得に振り替える<sup>18)</sup>。その結果、SNAの可処分所得が平均15.0兆円（2015年2.7兆円）増加し、SNAの消費支出が平均9.1兆円（2015年6.2兆円）減少する。

### Ⅲ－２－９．利子（受取）

SNAにおいて「利子（受取）」は、可処分所得」として把握されている。FISIMの導入

前であればSNAと家計調査は同一の概念であったが、FISIMの導入により、SNA上は貸し手FISIM分が可処分所得・消費支出の両方に加算されることとなった。よって、SNAを家計調査にあわせるためには、それぞれ貸し手FISIM分を減額させる調整が必要となる。その結果、SNAの可処分所得・消費支出が平均1.3兆円（2015年0.9兆円）減少する。

### Ⅲ－３．統計に含まれる誤差の調整

本稿では、上記の概念や対象範囲の違いを調整に加え、補助的な情報を用いて統計上の誤差を補正する。根拠に基づく補正をすることで、どのような要因が誤差の原因になっているかを特定することができる。しかし、既知の要因だけでは十分に補正ができない可能性があり、その場合には両統計の乖離は完全には解消できない。

それに対し、例えば河越・前田（2013）では、マイクロ統計に世帯数をかけたものを仮想的なマクロ統計とみなし、実際のマクロ統計との比率を補正係数とし、各世帯の所得・支出をその係数倍することで、マクロと整合的なマイクロ統計を推計している。こうした方法では、乖離が発生する要因を特定することはできないが、結果として構築されるマイクロ統計は、マクロ統計とは整合的なものとなる。ただし、項目ごとに補正係数は変えてはいるが<sup>19)</sup>、世帯ごとの非対称性を考慮した補正とはなっていない。ここでは、乖離の発生要因を特定するためにも、補助的な情報に基づく補正方法を検討する。

統計に含まれる誤差の修正において、宇南山（2009）および米田（2017）では家計調査の誤差についてのみ検討している。理由としては、①SNAに大きな問題が発見されていないこと、②国際的に見ても「世帯調査」の問題点を指摘する研究が存在していること、および③家

18) 「SNA」を「家計調査」に合わせ「利子（支払）」を可処分所得に振り替えるという調整について、FISIMの導入により、FISIM調整後の支払利子分については可処分所得に加算し、借り手FISIM分については消費支出から減算する調整が必要となることに留意する。

19) 河越・前田（2013）で使用している手法の詳細が説明されている浜田（2012）では、このマイクロ統計とマクロ統計の比率のことを「カバー率」と表現している。



計調査と直接比較が可能な統計が利用可能であること、の3点が挙げられている。以下、先行研究で行った家計調査に関する3点の統計誤差調整について、項目ごとに調整方法およびその影響を説明する。

### Ⅲ-3-1. 家計調査における耐久消費財等の消費支出過小性

米田(2017)では、家計調査と「家計消費状況調査」の消費金額を比較し、以下の3つのステップで調整を行っている。まず、耐久消費財を中心としたプリコード対象費目については、家計調査の消費額は「家計消費状況調査」に比べ安定的に低いことが知られているため、「家計消費状況調査」の金額が真の消費額だと仮定する<sup>20)</sup>。次に、宇南山(2015)が指摘する家計調査の「調査疲れ(Survey Fatigue)<sup>21)</sup>」により、非プリコード対象費目については2.5%消費金額が過小になっているため家計調査の非プリコード対象費目分の消費金額を「 $1 \div 2.5\%$ 」だけ調整した。最後に、両者を足し合わせたものを家計調査における全体としての真の消費金額

と考え、家計調査で報告された消費金額との比率の平均を「補正係数」とし、家計調査の各年の消費金額に補正係数を乗じて調整した。

本稿でも同様の調整を行うと、補正係数は、「家計消費状況調査」が利用可能な2002年から2015年で平均86.0%、最大の2015年で90.7%、最小の2006年で83.6%となる。本稿では、分析対象である1994年から2015年の全ての年分について、2002年から2015年の補正係数の平均値である86.0%を使用して、各年の消費額を1/0.86倍した<sup>22)</sup>。その結果、家計調査の消費支出が平均45,758円(2015年:39,328円)増加する。

### Ⅲ-3-2. 家計調査における財産収入の過小性

家計調査における財産収入の金額は、宇南山(2009)によればSNAにおける財産所得の5~10%程度しか把握しておらず、貯蓄率乖離の大きな原因の一つとなっていると考えられる<sup>23)</sup>。この点について、米田(2017)と同様<sup>24)</sup>、家計調査の貯蓄負債編<sup>25)</sup>における通貨性預金、定期

20) 宇南山(2009)ではその要因として、プリコード方式である「家計消費状況調査」は、「家計調査」に比べ記入漏れが少ないと考えられる点が指摘されている。実際のデータ上も、「家計消費状況調査」と比べた「家計調査」のプリコード対象費目の消費金額は、データが取得可能な2002年から2015年までの平均で60.3%(最大67.5%、最小54.8%)に留まっている。なお、宇南山(2009)においては、「家計消費状況調査」の消費金額が正しいと仮定する理由として以下の3点を挙げている。すなわち、まず「家計調査」においては自動車購入金額が自動車下取り金額を控除した純額で計上されていること、次に「家計消費状況調査」はプリコード方式を採用しており誤解や記入漏れが少ないと推測されること、最後に「家計調査」は専業主婦世帯に偏っている可能性が示唆されており、共働き世帯の方が多く支出すると考えると結果的に「家計調査」の消費金額は過小となっていること、の3点である。

21) 「調査疲れ(Survey Fatigue)」とは、Stephens and Unayama(2011)や宇南山(2015)で指摘されている概念であり、具体的には、「家計調査」における家計簿への記入本数が調査回数を重ねるほど減少していることから、「家計調査」は調査回数を重ねるほど支出額を減らす効果が現れている、という可能性を指摘したものである。その原因として、宇南山(2015)では、調査が長期化する中で家計が家計簿に記入することが面倒になる効果と、家計簿を記録し続けることによる心理的な消費抑止効果の2点が指摘されている。

22) 2002年から2015年については、各年で計算した補正係数をそれぞれの年分で適用させることも可能である。しかし、以下の3点の理由から、本稿における補正係数は全年分について平均値を適用する。すなわち、まず1点目は2015年の補正係数が他の年分比べややイレギュラーな値となっていることであり、これは2015年1月から「家計消費状況調査」の調査項目が変更されたことが影響している可能性がある。次に2点目は「家計消費状況調査」は二人以上世帯を前提にしていることであり、本稿では2002年以降は総世帯のデータを使用しているため、各年で適用させると意図せぬばらつきが発生する可能性が考えられる。最後に3点目は1994年から2001年は「家計消費状況調査」の数値が存在しないことであり、どちらにせよその期間は2002年から2015年の平均値等を適用せざるを得ないため、宇南山(2009)で採用されているように、全年分について補正係数の平均値を適用する。

性預金および有価証券に、それぞれ普通預金金利、定期預金の預入期間別金利（10年）および東証第一部上場株式の平均利回りを乗じて算出した金額を家計調査の財産収入に加算する調整をした<sup>26)</sup>。その結果、家計調査の可処分所得が平均9,635円（2015年：6,309円）増加する。

### Ⅲ-3-3. 家計調査における家計簿収入金額の過小性

米田（2017）においては、家計調査における家計簿収入金額が過小である点を調整している。具体的には、以下のとおりである。家計調査において、家計簿における「1か月間の実収入」の金額を12倍したものと年間収入調査票における過去1年間の収入合計金額を比較すると、勤労者世帯では平均80.5万円、最大の1998年で101.2万円、最小の2012年で62.8万円、直近の2015年で69.2万円、家計簿における収入金額が過小となっている。一方、無職世帯についても、平均149.3万円、最大の2002年で161.8万円、最小の1997年で130.4万円、直近の2015年で151.7万円、家計簿における

収入金額が年間収入調査票の年収を下回っている。本稿では家計簿における収入・消費金額を用いて家計貯蓄率を計算しているため、仮に年間収入調査票の金額が正しく、家計簿の収入金額が記載漏れ等の理由により下振れしている場合は、家計貯蓄率を大きく下振れさせる原因となる。

家計簿の収入金額は家計簿に記載している時点の収入であるのに対し、年間収入調査票は過去1年間の収入の記載が求められているため、両者は必ずしも一致しない<sup>27)</sup>。しかし、多田・三好（2015）では、世帯主が男性の勤労者世帯に絞り分析を行った結果、「ボーナスの記入漏れ」を乖離の主たる要因として指摘している。一方、その前提に立てば、ボーナスに見合う分の税・社会保障負担も記入が漏れていることが考えられる。大野他（2015）では、家計調査は「国民生活基礎調査」（厚生労働省）と比較すると、個人住民税は統計間の違いが小さいものの、勤労所得税は概ね8~9割、社会保険料は概ね8割の水準であることを明らかにしている。その原因として大野他（2015）では、家計

23) 宇南山（2009）においては、この乖離について3つの調整方法が提示されている。まず1つ目の方法は、財産収入ないし財産所得を「家計調査」「SNA」両方の可処分所得から控除する方法である。次に2つ目の方法は、「家計調査」の財産収入を家計資産のデータと市場金利から計算される「推定財産収入」で置き換える方法である。最後に3つ目の方法は、可処分所得に占める財産収入の割合を「家計調査」と「SNA」で等しくなるように調整する方法である。宇南山（2009）においては、3つ目の方法を採用している。

24) 宇南山（2009）ではなく米田（2017）の調整方法を採用する理由は、以下のとおりである。宇南山（2009）において、財産収入の調整に際し「家計調査」の貯蓄負債編の金融資産に金利を乗じたものを加算する方法を採用しなかった理由として、「家計調査」における財産収入は金融資産と実物資産の区別がなく金融資産利回りのみを検証して補正することが困難であること、追加的に資産のデータが必要であり「家計調査」と「SNA」を比較するという観点からは資産データの定義の差等による別の誤差を導入する可能性があることの2点が挙げられている。しかし、浜田（2012）、河越・前田（2013）とも金融資産のみにより「SNA」における財産所得との調整を行っており、また前田（2015）の研究結果から、「家計調査」の貯蓄負債編における資産データを用いることにより新たに発生する誤差は大きくは無いと考えられる。

25) 「家計調査」の貯蓄負債編が開始されたのが2002年からであり、それ以前については厳密には「家計調査」の付帯調査である「貯蓄動向調査」となる。

26) 金利については、正確を期すならばデュレーションも考慮すべきであるが、「家計調査」の資産データではデュレーションが不明であり、また金利のボラティリティが低く影響も限定的であるため、省略した。

27) 例えば、前年は給与収入を得ていたが定年退職をして現在は無職となった世帯が「家計調査」の調査対象となった場合、年間収入調査票には前年の給与収入が反映される一方、家計簿には年金等以外の収入は反映されず、給与収入に比べて年金等の収入が著しく低ければ、結果的に年間収入調査票と家計簿の収入は大きく乖離する。そのため無職世帯に関しては、本稿では特に調整を行わないものとする。

簿において収入（特に賞与）の記入が不十分である可能性を指摘している<sup>28)</sup>。よって、「ボーナスの記入漏れ」を家計簿収入に加える調整を行う前に、その金額のうち各年の家計調査における実収入に占める勤労所得税および社会保険料の割合だけ家計簿に記入すべき非消費支出も漏れていると仮定することが妥当である。

以上を踏まえ、米田（2017）同様、「ボーナスの記入漏れ」とみなした収入金額から、勤労所得税および社会保険料に起因する非消費支出の記入漏れ分を差し引いた残りを家計簿の可処分所得に加えた<sup>29)</sup>。その結果、家計調査における勤労世帯の可処分所得が平均15,367円（2015年：20,595円）増加<sup>30)</sup>する。

## IV. 最終的な調整結果

前節における調整を一覧にまとめたものが、表1である。また、この調整を行った、最終的な家計調査と「2008SNA2011年基準」における家計貯蓄率が、図2に示されている。本稿における調整の結果、分析期間の1994～2015年で平均21.3%（2015年で25.9%）の家計調査と「2008SNA2011年基準」における家計貯蓄

率の乖離について、平均93.2%（2015年で96.9%）まで乖離が説明できた。これは、宇南山（2009）および米田（2017）と同程度に乖離要因の説明が可能となったことを意味する。すなわち、本稿の調整で、現在の日本のミクロとマクロの家計貯蓄率の乖離は概ね説明可能である。

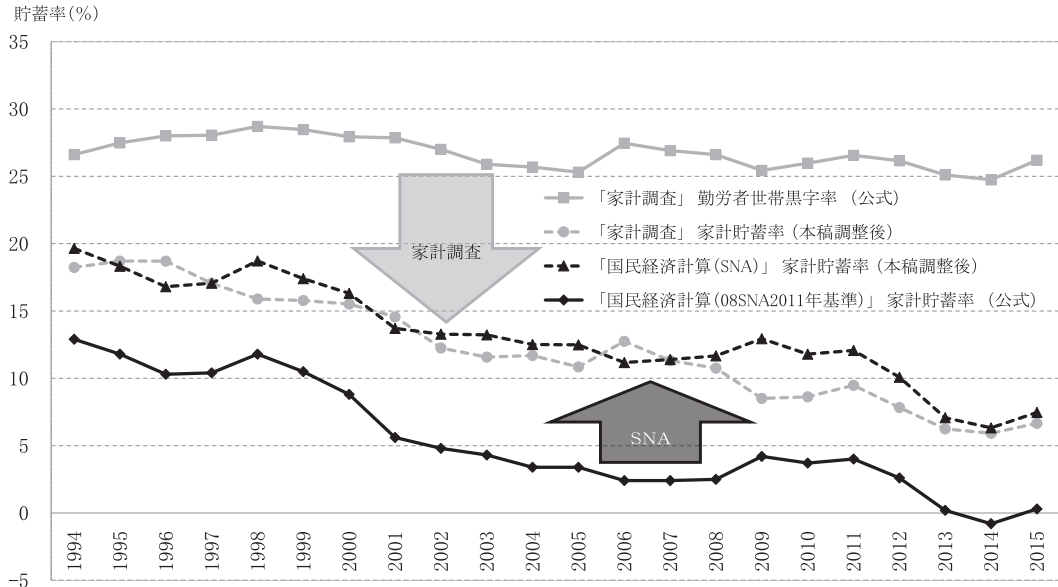
---

28) 大野他（2015）では、所得税・社会保険料に比べ個人住民税は統計間の違いが小さいことから、個人住民税が直接は差し引かれない賞与の記入漏れが所得税・社会保険料の過小原因であると推測している。

29) 勤労所得税・社会保険料を調整する前の「ボーナスの記入漏れ分」の月割金額は、平均17,542円、最大の2005年で26,662円、最小の1998年で10,518円、直近の2015年で23,879円となっている。ここから、「家計調査」の実収入に占める勤労所得税および社会保険料の割合（平均12.3%、最大の2015年で13.8%、最小の1994年で11.3%）は一定であると仮定して計算する。

30) ボーナス分の調整であるため勤労世帯の可処分所得のみに加算した。なお、無職世帯を含めた家計調査全体の可処分所得平均に与える影響は、全年分平均で10,159円（2015年11,500円）の増加となる。

図2 本稿調整後のミクロとマクロにおける家計貯蓄率の比較



(出所) 「家計調査」(公式)：総務省統計局「家計調査年報」, 1994～1999年は二人以上世帯(農林漁家を除く), 2000～2015年は二人以上世帯(農林漁家を含む)の暦年値を使用。

「国民経済計算(SNA)」(公式)：内閣府「国民経済計算」, 08SNA2011基準の暦年値を使用。

「家計調査」(本稿調整後)：本稿で示した二人以上世帯の無職世帯の考慮, 消費支出の調整, 勤労世帯収入調整および勤労・無職世帯の財産収入の調整を行った後の数値。

なお, 1994～2001年は二人以上世帯, 2002～2015年は総世帯の暦年値を使用。

「国民経済計算(SNA)」(本稿調整後)：本稿表1に掲げた母集団修正, 概念修正, 統計誤差修正を行った後の数値。



表1 本稿における「家計調査」と「SNA」の調整による影響額

修正項目	調整すべき科目	詳細費目	調整する統計	可処分所得への影響	消費支出への影響
母集団	「家計調査」における二人以上世帯のうち無職世帯を考慮		「家計調査」	— (家計貯蓄率への影響は、修正前比で 平均▲8.8%、2015年▲14.1%)	
所得・消費の概念	①持家関係	持家の帰属家賃	「SNA」	—	平均▲45.0兆円 (2015年：▲49.9兆円)
		設備修繕・維持	「家計調査」	—	平均▲10,460円 (2015年：▲9,806円)
		賃貸料（支払）	「SNA」	平均0.3兆円 (2015年：0.2兆円)	平均0.3兆円 (2015年：0.2兆円)
		営業余剰（持家）	「SNA」	平均▲22.3兆円 (2015年：▲26.0兆円)	—
	②その他の投資所得		「SNA」	平均▲13.3兆円 (2015年：▲11.4兆円)	—
	③その他の経常移転		「SNA」	平均17.5兆円 (2015年：14.7兆円)	平均17.5兆円 (2015年：14.7兆円)
	④資本税		「SNA」	平均▲1.8兆円 (2015年：▲1.8兆円)	—
	⑤非生命純保険料		「SNA」	平均3.2兆円 (2015年：3.0兆円)	平均3.2兆円 (2015年：3.0兆円)
	⑥現物収支		「家計調査」	平均8,891円 (2015年：5,339円)	平均8,891円 (2015年：5,339円)
	⑦個人企業の営業余剰のうち在庫品評価調整額		「SNA」	平均0.0兆円 (2015年：▲0.1兆円)	—
	⑧利子（支払）		「SNA」	平均5.0兆円 (2015年：2.7兆円)	平均▲9.1兆円 (2015年：▲6.2兆円)
⑨利子（受取）		「SNA」	平均▲1.3兆円 (2015年：▲0.9兆円)	平均▲1.3兆円 (2015年：▲0.9兆円)	
統計誤差	①「家計調査」における耐久消費財等の消費支出過小性		「家計調査」	—	平均45,758円 (2015年：39,328円)
	②「家計調査」における財産収入の過小性		「家計調査」	平均9,635円 (2015年：6,309円)	—
	③「家計調査」における勤労世帯収入の過小性		「家計調査」	平均10,159円 (2015年：11,500円)	—
概念調整前				「家計調査」：平均345,739円 (2015年：277,088円) 「SNA」：平均298.9兆円 (2015年：293.7兆円)	「家計調査」：平均281,873円 (2015年：245,382円) 「SNA」：平均282.3兆円 (2015年：292.7兆円)
概念調整後				「家計調査」：平均374,424円 (2015年：300,236円) 「SNA」：平均286.4兆円 (2015年：274.0兆円)	「家計調査」：平均326,061円 (2015年：280,243円) 「SNA」：平均248.0兆円 (2015年：253.6兆円)

(注) 四捨五入の関係上、概念調整前の金額に各調整項目の影響額を合算したものが必ずしも概念調整後の計数とは一致しない  
(出所) 本稿で示した手法により公表データを用いて筆者ら作成

## V. おわりに

本稿における調整の結果、分析期間の1994～2015年で平均21.3%（2015年で25.9%）の家計調査と「2008SNA2011年基準」における家計貯蓄率の乖離について、平均93.2%（2015年で96.9%）まで乖離が説明可能となった。これは、宇南山（2009）および米田（2017）と同程度に両者の乖離要因の説明が可能となっている。よって、本稿の調整を行うことで、現在の日本のミクロとマクロの家計貯蓄率の乖離は概ね説明可能であることを示した。

今後は、実際に日本における家計貯蓄率が下落基調である原因を、本稿で検討した要因を補正した上で分析する必要がある。日本の家計貯蓄率に関する分析として、ホリオカ他（1996）では1992年の「家計における金融資産選択に関する調査」の個票データを用いて、高齢者貯蓄はライフサイクル仮説を支持しているとの結論を示している。一方、Hayashi et al.（1988）

では、1984年の「全国消費実態調査」（総務省）個票データを用いて、子孫の繁栄を願う遺産動機（Dynasty Model；利他主義）により老年期でも貯蓄を積み増す場合があることを明らかにしている。最近の研究においても、中澤他（2015）では2009年の「全国消費実態調査」個票データを用いて高齢者の貯蓄について分析し、子どもと同居している高齢者は概ね貯蓄している一方、子どもと同居していない高齢独立世帯についても就業の場合は月1.55万円の貯蓄、非就業の場合は月1.37万円の貯蓄・資産取り崩しであるが「全国消費実態調査」の公表資料で示されている月9.75万円の貯蓄・資産取り崩しよりは明らかに小さいことを示している。こうした論文の主張について、ここでの議論に基づく更なる経済学的検証をすることが今後の課題である。

## 参 考 文 献

- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴（1995）「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄動向の乖離について（1）—概念の相違と標本の偏りの問題の検討—」『フィナンシャル・レビュー』第35号，pp. 1-32
- 宇南山卓（2009）「SNAと家計調査における貯蓄率の乖離—日本の貯蓄率低下の要因—」『RIETI Discussion Paper Series 10-J-003』
- 宇南山卓（2015）「消費関連統計の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp. 59-79
- 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学（2015）「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp. 40-58
- 河越正明・前田佐恵子（2013）「家計行動とSNA～SNA分布統計を用いた分析例～」『New ESRI Working Paper No. 28』
- 多田隼士・三好向洋（2015）「家計収入の把握」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp. 25-39
- 中澤正彦・菊田和晃・米田泰隆（2015）「高齢者の貯蓄と資産の実態—『全国消費実態調査』の個票による分析—」『KIER Discussion Paper Series (No. 1509)』
- 浜田浩児（2007）「家計調査とマクロ統計の比較と整合化」御船美智子／家計経済研究所編『家計研究へのアプローチ』ミネルヴァ書房。
- 浜田浩児（2012）「2009年SNA分布統計の推計：2000年代後半における国民経済計算ベ-

- スの所得・資産分布」『季刊 国民経済計算』  
No. 148, pp. 1-60
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ・春日教測・山崎勝代・渡部和孝（1996）「高齢者の貯蓄行動『日本の高齢者は貯蓄を取り崩しているか？』—マイクロ・データによる分析を踏まえて」高山憲之・チャールズ・ユウジ・ホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』, pp. 55-111
- 前田佐恵子（2015）「家計の金融資産・負債について」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp. 80-102
- 米田泰隆（2017）「日本のミクロとマクロにおける家計貯蓄率の乖離—「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」の分析を通して—」『2017年度一橋大学大学院経済学研究科修士課程学位論文』
- Bosworth, P., G. Burtless and J. Sabelhaus (1991), "The Decline in Saving: Evidence from Household Surveys", *Brookings Papers on Economic Activity*, 1, pp. 183-241
- Hayashi, F., T. Ito and J. Slemrod (1988), "Housing Finance Imperfections, Taxation, and Private Saving: A Comparative Simulation Analysis of the United States and Japan", *Journal of the Japanese and International Economies*, 2, pp. 215-238
- Stephens, M. and T. Unayama (2011), "The Consumption Response to Seasonal Income: Evidence from Japanese Public Pension Benefits", *American Economic Journal: Applied Economics*, vol. 3, pp. 86-118